

これまでの商品券をベースに地域通貨の流通実験を実施。地域内の購買促進を図る。

高 島 町 商 工 会

機関名	高島町商工会		
所在地	山形県東置賜郡高島町大字高島 6 8 8 - 1 0		
電話番号	0 2 3 8 - 5 2 - 0 5 7 6		
地域概要	(1)管内人口 27 千人	(2)管内商店街数 5 商店街	
事業の対象となる商店街の概要	(1)商店街数 5 商店街	(2)会員数 320 商店	
	(3)空店舗率	(4)大型店空き店舗数	
商店街の種類	1. 超広域型商店街 2. 広域型商店街 3. 地域型商店街 4. 近隣型商店街		

【 事 業 名 と 実 施 年 度 】

平成 15 年度 活性化対策事業
総事業費

・地域通貨「ニャン券」流通実験事業
・エコマネー「青おに券」とのリンク実験
4,500 千円

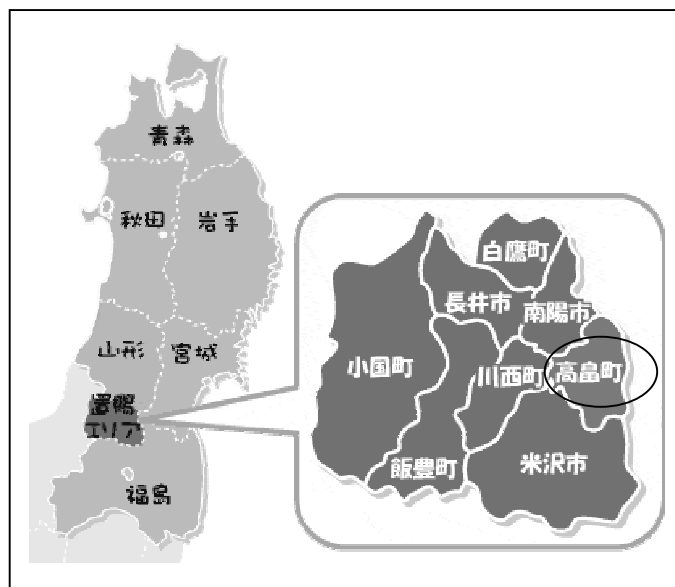
【 事 業 実 施 内 容 】

1. 背景

高島町の面積は 180.04k m²、その内訳は、森林 102.11k m²、農用地 43.7k m²、宅地等 7.13k m²、その他 27.10k m²となっている。奥羽の山並み深くに源流を持つ屋代川、和田川の扇状地に拓けた地味豊かな美しい町である。

高島町の中小商業者を取り巻く環境は、幹線道路・新幹線の整備による町外への消費の流出や、郊外及び町内への大型店・コンビニエンスストアの急激な進出による競争の激化等によって、非常に厳しいものとなっていた。このまま既存店の苦戦が続けば、町そのものの体力もなくなってしまうと考え、地域通貨を活用し地域内での流通を促進させることで、地域の活性化と地域内経済の循環システムの形成を図ることとなった。

*地域通貨とは、ある特定の地域内、またはコミュニティの内部でのみ流通する価値媒体のことであり、ボランティアや地域活動への貢献など法定通貨では表現しがたい価値の取引に用いられる場合が多い。



山形県高島町の位置図（高島観光協会 HP より）

2. 事業内容

(1) 地域通貨「ニャン券」流通実験事業の経緯

高島町では、平成 14 年度に中小企業庁の「地域通貨による中心市街地活性化策モデル策定事業」のモデル地区の指定を受け、平成 15 年度に流通実験事業を実施することとなった。それまでの共通商品券「ワン券」をベースとしながら使用範囲を広げ、複数回流通させることで地域における流通を促進させることを目的とし、その実用性と可能性を探るため実験的に「ニャン券」を発行した。また、裏面には受け取った事業所の押印欄を設け、その流通経路を調べた。

①共通商品券「ワン券」の概要

高島町ではこれまで、高島町共通商品券「ワン券」が流通していた。「ワン券」とは、昭和 60 年から高島商業協同組合が発行している共通商品券である。当時は独立国ブームであり、高島町でも「まほろば王国」を立ち上げ、商業協同組合が「ワン券」を発行した。当時は 100 ワン券（100 円相当）しかなく、観光客や視察に訪れる人が記念に購入するケースが大半を占めており、流通総額も平成 5 年の段階で 200 万円程度であった。

その後、同組合で地元の買物流通の活性化を図るため、商品券「ワン券」に力を入れることとなった。紙幣はこれまでの 100 ワン券を廃止し、500 ワン券と 1,000 ワン券を発行し、積極的な利用を呼びかけた。結果、町内の各種会合の謝金、イベントの景品、ゴルフ大会の景品に用いるなど地元企業・法人の協力を得られたことにより、平成 10 年頃から流通量は年間 700～800 万円にのぼるほど大きく増加した。

ワン券、ニャン券という名称の由来は、高島町に犬と猫を祀る「犬の宮」「猫の宮」という神社があり、多くの人がペットの健康祈願や供養に訪れることから来ている。

②共通商品券「ワン券」の仕組み

登録事業者数：高島町商業協同組合の組合員のうち、152 店舗

販売及び換金：地元 Y 信用組合本店のみを窓口として販売する。そして、加盟商店での使用の際はお釣りも支払われる。商店は受け取ったワン券を同信組に持参して 1 ワン=1 円で口座に預金として預けることができる。

経費：商業協同組合で毎月 3,000 円の組合費を徴収しており、その範囲内で賄われる。販売や換金に伴う手数料は同信組の好意により無料となっている。

(2) 地域通貨「ニャン券」流通実験事業の概要

①発行・換金

販売窓口：高島町商工会、Y 信用組合本店、高島町観光協会

換金窓口：Y 信用組合本店

②実験期間

平成 15 年 11 月 1 日～平成 16 年 2 月 29 日

③使用範囲

登録募集範囲：高島町に本店機能を持つ商工会会員事務所（大型店は不可）

登録事業所数：商業協同組合会員店舗及び料理飲食振興会会員店を含む 204 店舗

主要な業種：生鮮三品、衣料品、文具、飲食業、ガソリンスタンド、燃料販売（灯油・ガス）、酒造メーカー

④期間中の流通量

総発行額：17,680,500 円

総換金額：17,411,500 円

*差額については、3月10日以降、ワン券と交換対応する。

*複数回流通を金額に換算すると、30,150,000 円

⑤流通状況

500 ニャンについては 25%以上、1,000 ニャンについては 40%以上が複数回流通している。この複数回の流通については、次の3つの傾向が挙げられる。

1) 小売店同士の廻し合い

自店での仕入等ではなく、家計費部分の買物がほとんどとなっている。中には、レジのニャン券と財布のお金を交換しながら使用した方が多かったようである。

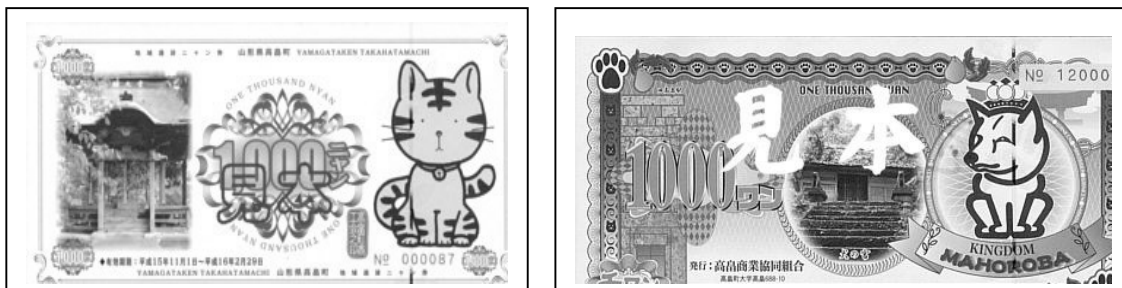
2) 飲食店から小売店へ

自店の仕入（酒やつまみの材料）として利用できることから、ほとんどの飲食店が支払いに廻していた。今回の事業の中では最も循環しやすい例といえる。

3) 小売店からメーカー・燃料（ガソリン、ガス、灯油等）へ

一部の酒屋で酒造メーカーに支払いをした例が見受けられ、また、少額ではあるが、町内食品製造業に仕入代金として支払いをした店舗もあった。また、元々がカードや伝票により月払いになることの多いガソリンやガス等の燃料販売業への支払いにはよく使用された。

また、ニャン券を購入し、実際に使用する消費者の動向に目を向けると、10%のプレミアム（プレミアム分は組合負担）がついた11月上旬が最も購入額が多く、次いで、忘新年会の時期や高島商業協同組合の売り出しと重なる12月中旬から1月上旬にかけて、お客様が積極的にニャン券を購入・利用しており、お得感が高いと利用頻度も高い。一度ニャン券を利用した消費者が再度販売所で購入する、あるいは登録店舗で両替をしながら繰り返し利用した消費者も見られた。



左・「地域通貨ニャン券」と右・「商品券ワン券」

(3) 高島町エコマネー「青おに券」と「ニャン券」のリンク実験

ボランティア活動と地域経済両面の活性化を図る目的で、ボランティアを行った際にやりとりするエコマネーを「ニャン券」とリンク（交換）させる取り組みを、高島社会福祉協議会とNPO 法人かたくりの会の協力を得て実験的に実施した。具体的には、高島社会福祉協議会がコーディネーター役となり、独居老人宅の除雪作業のボランティアを行った際に「青おに券」を渡すというものである。

今回の実験期間が約1ヶ月ということもあり、「青おに券」と「ニャン券」の交換は、10枚（5,000ニャン）に留まった。しかし、ボランティアについては独居老人宅の除雪作業に限定している中での実験であり、今後、対象となるボランティア作業・団体を増やすことにより、需要は増していくと考えられている。

(4) アンケート調査

実験事業に併せて、ニャン券購入者・取扱い店舗にアンケート調査を行った。その結果、購入者（消費者）については、もっと多くの商店等で使える機会を望むとともに、地域通貨を使うことで街づくりに役立つと認識されていることが分かった。

また、取扱い店舗については、意識して複数回循環させようとしているが、商店同士の使用に限界を感じていることも事実であり、ワン券の充実を望む事業者も多かった。

【 効 果 】

1. 近隣個店への波及

ニャン券は各店が意識して複数回流通させたことから、発行券の約3割が複数回流通しており、中には10回転する券があるなど、結果として流通総額は非常に大きな金額となった。また、ニャン券事業終了後に商品券ワン券の賛助会員に加入するものが多く、それまでの152店舗から210店舗に増え利用機会が広がった。

2. 来街者の行動

プレミアムが付いたこともあり、ワン券の利用経験のない人や普段商店街で買い物をしない人も、ニャン券を手手に商店街を訪れるようになり、新規顧客の獲得につながった。

3. 加盟店同士のつながり

一般消費者に一度利用されたニャン券は、その後はどうしても加盟店内の相互の取引に利用されることとなるため、加盟店同士のつながりが強くなったようである。

【 課 題 ・ 反 省 点 】

1. 実施期間・実施時期

補助事業の決定から稼働までの期間が短く、地域通貨と商品券の違いを明確に打ち出すことができなかつたため、登録店舗や地域住民へのPRが不足し、不完全燃焼に終わった感がある。加えて、地域通貨という名目はあっても、換金性を持たせることで第三者発行による商品券となり、6ヶ月を超える期間の実験が困難である（使用期間が6ヶ月を超え

る場合、「前払式証票の規制等に関する法律」の規制対象となる）ため十分な結果を得るに至らなかった。

時期的にも、一番観光客が少ない11月～3月に実施せざるを得なかったのは残念である。

2. 農家との取引への利用

高島町はさくらんぼやラ・フランスなどが特産物であるが、ニャン券は一部の直売所で使用できたのみで、農協から農家への支払いには使用されなかった。商業者同士だけでなく農家との取引にも利用できるようになると、更にニャン券の流通が拡大すると思われる。

【事業の実施ポイント】

事業開始前には十分な合意形成を図る必要がある。合意とは、商店街においては、単に販促のツールとして「地域通貨」があるのではなく、自分の住む街づくりに役立つものでなければならず、商品券とは同じようでも別物であるということを強く認識してもらうことである。

地域住民においては、地域通貨を使えば使うほど自分の街に反映されていくものだという認識を持っていただくことが最重要であること。そのためには、無理に範囲を広げず、商店街単位・合意形成された商店個店の集まりで始めて、賛同者を少しでも増やしていくことが理想といえる。

【 関 連 U R L 】

高島町商工会 <http://www.jan.ne.jp/~tsci/>

高島町地域通貨「ニャン券」 <http://www.takahata.or.jp/kikaku/index.html>